

# 道路法における他人の土地の一時使用

国土交通省 道路局 路政課

梅雨が終わり、いよいよ夏本番となってきた7月のある日のこと。道路局路政課に配属されて約3ヶ月が経った新人係員の道川君は先輩係員である道村さんと朝から資料の整理を行っています。

道村 おはよう、道川君。おや、今日はなんだか眠そうだね。

道川 おはようございます。実は昨日の夜遅くまでワールドカップを見ておりました・・・。

道村 そうか、昨日だったのか。私は早くに眠ってしまっていたよ。

道川 もう一步で勝てそうな、白熱した試合でしたよ。  
ところで、道村さん。この資料一式を一時的に道村さんの机の上に置かせていただいてもよろしいですか？

道村 大丈夫だよ。私の机の「一時使用」ってことだね。道川君、この言葉で何か思いつかないかい？

道川の心の声（うわ、また始まったよ。長くなりそうだ・・・）

道川 「一時使用」ですか？うーん・・・。

道村 まだまだ勉強が必要だね。「一時使用」と言えば、道路法第66条第1項だよ。

道川 えーっと、他人の土地の一時使用について規定している条文ですよ。

道村 その通り。具体的にはどういったことが規定されているか説明できるかい？

道川 第66条第1項では、道路管理者又は道路管理者が命じた者、道路管理者の委任を受けた者が道路に関する調査、測量あるいは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入ることができることや、特別の用途のない他人の土地を材料置場等として一時使用できることが規定されています。

- 道村** うむ。それでは、さらにいくつか質問させてもらおうかな。  
まず、道路に関する調査とはどういったことが想定されているかわかるかい？
- 道川** はい。道路の区域決定のための調査とかですかね。道路を新設等するにあたって道路の区域を決定する時点では、その区域について道路管理者がまだ土地を取得しておらず、他人の土地であることも多いです。
- 道村** うんうん。想定されていることをしっかりと理解できているね。
- 道川** あれ、そうすると路線の指定や認定のための調査も道路に関する調査に含まれるんですか？
- 道村** いい質問だ。結論から言うと路線の指定や認定のための調査は道路に関する調査には含まれないんだ。路線の指定や認定のための調査をする段階では、道路そのものが成立しておらず、立入や一時使用の権限を行使する道路管理者が存在しないからなんだ。
- 道川** なるほど。路線の指定や認定という道路法上の行為の基本をしっかりと押さえなくてはならないですね。
- 道村** もう少し質問させてもらってもいいかな。  
一時使用することができる特別の用途のない他人の土地とは、どのような土地を想定しているか理解しているかい？
- 道川** はい。特別の用途のない土地とは、原野、森林、牧草地、現に耕作していない田畑のように一時使用によって受ける影響がきわめて少ない土地であるとされています。それ以外の土地については第66条の第1項に規定されている他人の土地に含まれます。
- 道村** うむ、その通りだ。一時使用をする際に道路管理者が行うべきこととして通知があるけど、この通知は誰にするかはわかっているよね？
- 道川** 特別の用途のない土地を一時使用する際には、その土地の占有者に通知しないとイケないんですよね。
- 道村** おっと、それは立入の際の通知規定だよ。一時使用においては、占有者に通知することに加えてその土地の所有者への通知も必要とされているんだ。一時使用は単なる立入と違って、一時的ではあるけれど所有権を侵害することになることから、所有者への通知が求められているんだ。
- 道川** 大変勉強になります。土地の占有者や所有者が一時使用を拒むことは想定されているのでしょうか。

**道村** それについては、第 67 条に規定されているよ。正当な事由がない限りは、一時使用を受け入れなくてはならないことが規定されているんだ。正当な事由がないというのは、道路管理者が第 66 条に定められている事前通知等の手続きを踏んでいない場合や、身分を示す証票を携帯していない場合、一時使用が必要な範囲を超えている場合などを指しているよ。

**道川** 道路管理者が必要な場合には、一時使用ができることが担保されながらも、土地の占有者や所有者の権利が守られるようになっているんですね。  
一時使用と言えば、第 68 条にも同じような規定があったような・・・。

**道村** そう。まさに今から説明しようとしていたところだ。  
第 68 条第 1 項は第 66 条の特例であり、非常災害時における土地の一時使用について規定していて、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、必要な土地を一時使用できることとなっているんだ。第 66 条第 1 項との違いは一時使用する際の要件が異なっていて非常災害時に限定されていること、特別の用途のない土地以外の土地でも一時使用できること、一時使用する目的に制限がないことなどがあげられるね。  
そして、この第 68 条と第 66 条において損失を被った者に対しては損失補償が適用される場合があることも理解しておこう。

**道川** 土地の一時使用一つにしてもここまで奥が深いんですね。道路法を勉強する気が一層湧きました。

**道村** うん、その調子でどんどん道路法の知識を深めていこう。

道川の心の声（まずは、資料の整理を終わらせなくてはだめなんですけどね・・・）

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

#### （他人の土地の立入又は一時使用）

**第六十六条** 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。
- 7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### (立入又は一時使用の受忍)

**第六十七条** 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

#### (非常災害時における土地の一時使用等)

**第六十八条** 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

- 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

#### (損失の補償)

**第六十九条** 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。